

奈良県教育委員会告示第十三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、令和元年十二月一日次のとおり博物館登録原簿を変更した。

令和元年十二月二十日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

記号、番号	設置者の名称及び住所	名称	所在地
第三号	奈良県 奈良市登大路町	奈良県立橿 原考古学研 究所附属博 物館	橿原市畝傍町五〇番地の二